

1 議 事 日 程

[平成27年太宰府市議会第4回（10月）臨時会]

平成27年10月13日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第59号 太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛	議員	2番	船越隆之	議員
3番	木村彰人	議員	4番	森田正嗣	議員
5番	有吉重幸	議員	6番	入江 寿	議員
7番	笠利 毅	議員	8番	徳永洋介	議員
9番	宮原伸一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神武 綾	議員	12番	小 畠 真由美	議員
13番	陶山良尚	議員	14番	長谷川公成	議員
15番	藤井雅之	議員	16番	門田直樹	議員
17番	村山弘行	議員	18番	橋本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

11番	神武 綾	議員	12番	小 畠 真由美	議員
-----	------	----	-----	---------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	芦 刈 茂	副 市 長	富 田 讓
教 育 長	木 村 甚 治	総 務 部 長	濱 本 泰 裕
地域健康部長	友 田 浩	総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長	原 口 信 行
建設経済部長	今 村 巧 児	市民福祉部長	中 島 俊 二
教 育 部 長	堀 田 徹	上下水道部長	松 本 芳 生
総 務 課 長	石 田 宏 二	経営企画課長	山 浦 剛 志
地域づくり課長	藤 田 彰	元気づくり課長	井 浦 真 須 己
スポーツ課長	大 塚 源 之 進	市 民 課 長	行 武 佐 江
都市計画課長	木 村 昌 春	社会教育課長	中 山 和 彦
上下水道課長	古 賀 良 平	監査委員事務局長	渡 辺 美 知 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	今 泉 憲 治	議 事 課 長	花 田 善 祐
--------	---------	---------	---------

書 記 山 浦 百合子
書 記 諫 山 博 美

書 記 力 丸 克 弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第4回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

11番、神武 綾議員

12番、小島真由美議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第59号「太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回太宰府市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご多用の中、ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

本日提案させていただくのは、現在建築中であります体育複合施設の請負変更契約の締結についてでございます。この体育複合施設は、平成26年11月10日の第2回臨時議会において当初

契約の締結に係る議決をいただき、現在工事の進捗を図っているところでございます。前回の9月議会におきまして、追加工事に係る補正予算のご承認をいただきましたので、今回その予算をもちまして請負変更契約の締結を行うものであります。

今後とも、市民の皆様にあされる使いやすい体育館を目指し、鋭意事業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号「太宰府市体育複合施設新築工事請負変更契約の締結について」ご説明申し上げます。

今回の変更契約は、将来工事としておりました移動観覧席、アリーナ空調設備、雨水ろ過設備の追加や連絡ブリッジの削減等に伴う契約額及び工期を変更し、契約を締結するものです。

お手元の議案にお示ししているとおり、契約については27億9,720万円から1億1,836万5,015円増額し、29億1,556万5,015円に変更となります。

また、工期については平成28年2月29日までとしておりましたが、工事の追加に伴い平成28年7月29日までに延長いたします。

なお、変更増額の内訳につきましては、連絡ブリッジ6,077万936円の減、移動観覧席8,845万6,301円の増、アリーナ空調設備8,514万3,405円の増、雨水ろ過設備444万8,743円の増、その他軽微な変更108万7,502円の増となっております。

また、変更予定でありました井水設備につきましては、工事請負契約書第24条に定める施工業者との協議の結果、適当な井戸削井業者を見つけることが困難であるとの申し出があり、別途工事にしたため今回の変更契約には含んでおりません。

10月5日に施工業者であります戸田建設株式会社九州支店と変更の仮契約を締結しておりますので、今議会において議決をいただきましたら本日付で本契約の運びとなります。

以上、太宰府市体育複合施設新築工事に係る契約金額及び工期について変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この体育複合施設の追加工事である空調設備、移動観覧席、雨水処理設備の必要性は認めた上で、その契約方法について若干質問したいと思います。

そもそも自治体の契約は、地方自治法の234条の規定からも競争に付すことが大原則であると考えられます。今回の工事は当初の計画にはありましたけれども、もう分離した時点において別途の追加工事となったことから、当然に別途契約にすべき、単独の契約にすべきと考えます。

また、競争契約が行われなかったことによって地元の工事業者の参入の可能性が失われたこと、市民に契約金額の適切性に疑念を抱かせないかを危惧するところであります。

2点お伺いします。

まず、いかなる法令、運用方針または設計変更ガイドラインに基づいて指名競争等によらず契約変更を行うのか。

次に、予定価格の算出をどのように行ったのか。また、契約金額の適切性をどのように担保できるのか、2点お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 内容が詳細にわたりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、いかなる法令、運用方針または設計変更ガイドラインに基づいて指名競争入札によらず契約変更を行うのかのご質問でございますが、現に施工中の工事においてその工事内容に密接に関係、関連する不可分な工事を実施する場合には、通常変更契約を行って既施工者において施工させるのが一般的でございます。しかしながら、安易な変更契約を行うことは適切な予算の執行とは言えない場合もございますので、運用上は随意契約とすることができる条件を示している地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による「競争入札に付することが不利と認められるとき」の条件に該当する必要があるものと考えております。

具体的には、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合にのみ変更契約が可能であると判断されます。

今回の工事に当てはめてみますと、施工上配慮すべきこととして移動観覧席については重量物を頻繁に収納庫からアリーナへ出し入れすることになるため、先行する収納庫床とアリーナ床との耐久上の配慮及び格納時における収納庫へのおさまり、並びに格納時の耐震性の確保などの検討が建築本体工事の施工段階で必要となります。

また、同様にアリーナ空調設備及び雨水ろ過設備については事務室における運転等の一元管理を行う関係上、先行する空調設備工事や機械設備工事と一体的な施工が必要となります。

また、現場管理上のメリットとして既に設置しております現場事務所などの仮設物も継続利用が可能となるなど、既施工者である戸田建設により施工したほうが有利であると判断してい

るところでございます。

次に2点目、予定価格の算出をどのように行ったのか、また契約金額の適切性をどのように担保できるのかのご質問でございますが、基本的に変更契約額は既施工者との協議の上決定いたしますが、協議に先立ち変更契約の基準となる額はあらかじめ市独自で算出しております。この額は、当初設計に変更設計の内容を加えて積算し直し、これに当初設計額に対する落札額の比、これは計算すると約0.946となりますが、この比を乗ずることにより求めます。今回は、結果としてこの額をもって仮の変更契約を締結しているところでございます。

契約金額の適切性は、このように当初契約に係る指名競争入札における競争の成果を変更契約においても踏襲することで担保しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 事前に文書でいただければもう少し内容を考えられるけれども、委員会付託も省略しておりますので、今聞いた内容からいくと従前の説明と余り変わらんような気もいたします。

大きなところでいくとそもそもの契約、自治体の契約というのは競争が必要だということですよ。競争しないということであればそれだけの理由が要ということと、まず先ほど冒頭密接な関係で不可分な工事ということを言われました。これは再三聞いておりますが、しかしながらこれは一回分離しているわけですよ。分離できたというのはもう不可分じゃないのじゃないかということ、もうこれは議会の中でも何回もやってきた。それが、後からくっついたわけですよ。一旦切れたのに、それがまたくっつけてこれは不可分だというのはやはりちょっと理屈が通るのかなということ。工事をやっているときに何らかの状況ですね。さっき言われたのはいろいろな、一緒にやったほうが價格的に有利だというふうなことが主な説明だったと思うんですけれども、実際この変更契約というのは一般的にはですね、例えば地盤の沈下であるとか、あるいは地中の障害物の発見であるとか、そういうふうな予測できない何か突発的な出来事によるものだと、いろいろな法令とか、この法の条文とか見るとそういうふうにはなかなかとれんのですが、ちょっとその辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議員ご指摘のとおりですね、分離が絶対できないということではございません。ただ、全体的に、総合的に考えた場合、運用上も後から追加する工事についても適切な理由があつて、それが妥当と判断される場合は、随意契約もできるということでございます。

今回は、特に仮設関係も、ならほかの事業者さんが入られた場合になればまた別に建てるのか。それについて、また仮設の水道とかいろいろな仮設の電気をとるのかとか、そういうふうないろいろな複合的な問題が発生してきますので、全体的に考えた場合ですね、随意契約が妥

当であるというふうに判断したわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 設備の必要性は冒頭言いましたけれども、私もこれは建てる以上はですね、必要だと思います。

ただ最後に、もう3回目ですから、契約に関して契約が今日これが可決されて契約を結んだ後に契約の詳細と予定価格等は公表されるのか、確認したいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 契約の詳細については、当然契約書等は従前から公開しておるところでございます。予定価格も手続をしていただければお見せできると。ただ、全体的な設計の内容については、一応基本として内訳表は契約後すぐにお見せできる。ただ、単価等は当該工事、それから将来工事についても適用できる部分がございますので、その部分については完成後1年で公開するというような方針を立てております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私のほうからは、平成26年には議員として参加しておりませんので、一般的な感覚でご質問をさせていただきたいと思っております。

平成26年11月10日において開催された本会議におきまして、契約方式は指名競争入札、契約金額は27億9,720万円、工期が平成28年2月29日という内容で体育複合施設の請負契約締結が可決されております。

今回の変更契約の内容は、契約目的や契約の相手方が変わらず契約金額を約1億1,836万5,000円ほどの増額、それから工期を平成28年7月29日まで延長するとなっております。

そこで、私どもとしましては市民の方に説明するためにも契約内容をしっかりお伝えしたいということで、本会議において契約内容を確認したいという趣旨で質問をさせていただきます。

まず、重複するところはありますけれども、契約変更というからには既に締結されている契約条項に変更原因が生じたと、それが普通の受けとめ方でございます。つまり前回の契約の冒頭からあった原因を理由とする変更ではなくって、途中から変更原因が生じたというのが一般に契約変更の理由だと思われております。

そこで、そういう類いの趣旨の変更、今回で言いますと連絡ブリッジの取りやめということはお話を伺っている限りにおいては契約締結後の変更事由として出されておりますので、それは納得のいく話だろうというふうに思いますけれども、先ほど門田議員のほうからおっしゃいました3点の契約につきましては、当初の契約の中から完全に外されているということが契約内容としてうたわれておりましたので、それがなぜいわゆる密接不利とか、必要性があれば付加できるといった執行部のほうの判断でこれを契約変更等できたのかと、このあたりをぜひ

とも伺わせていただきたいと思っております。

それからもう一点は、連絡ブリッジ橋のほうの工事取りやめという、変更になっておりますけれども、この件につきましてはどうしても一般市民の目から見ますと当初の契約の中でそういったいわゆる警察との打ち合わせ条項がなぜなされなかったのかと。契約自体の計画の立て方について非常に疑念を持たざるを得ないところでございます。

以上、2点をお答えいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 変更契約の前提ということで、新たなものが発生したのであればそれは変更契約の理由とするには非常に無理があるというような、まず1点目のご指摘だと思いますが、基本的に地方自治法施行令第167条の2第1項第6号、「競争入札に付することが不利と認められるとき」という、そのときなんですけれども、基本的に新たな工事が追加された場合も該当するというような形で判断しておるところでございます。

あと、2点目、連絡ブリッジの件でございます。連絡ブリッジに関しましては実施設計に入る前から那珂県土整備事務所の建築指導課、それから筑紫野警察署とも相当程度最初から協議しておったわけでございます。その中で、当初は当然ながらその建築物というのは建築基準法上合法的な建築物であって、連絡ブリッジ自体はですね。よそにもやっぱり事例があるようなものでございます。ただ、それを継続的に協議していつている段階で、当初は建築物として建築確認の中に含めて一緒に工事をしていこうという方針が出されたときも実はございます。その方針をもって基本的に発注にこぎつけたわけでございますけれども、いろいろな協議を重ねていく段階で最終的な実工事の施工に伴う工事の協議に当たった段階で、筑紫野警察署のほうからやはり地域条件、それから、その現場の状況を勘案されてですね、階段をつけないとやっぱり難しいというような実際ご指摘をいただいたわけでございます。

我々もその状況についていろいろ調整はしたんでございますけれども、やはり地域の交通を、一番詳しく把握してある警察の言うことですから、これはやむを得ないというような形で建設するならばその階段もつけざるを得ないというような判断に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今のお答えですと連絡ブリッジにつきましてはそういった経緯があるということで了解をいたすところでございます。

ただ、契約変更の内容につきましては、その平成26年11月10日に行われた本会議において、それを外すと言われながら現在の本体工事のところで既にエアコン用のダクトの予備工事みたいなことをやっているというご答弁が執行部のほうからあっております。それを見ますと、少なくともその時点でもう本体契約の中身として既にそれを織り込み済みであるという趣旨が議

事録の中から読み取れるわけです。そうすると、これ契約の変更なのかということのを改めて認識せざるを得ないということでございます。そのあたりの状況をもう一度説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） エアコンは、空気を冷やしてアリーナの中に入れてまして、冷暖房を行うわけでございます。ただですね、冷暖房はなくても実は換気というのが必要になるわけでございます。大空間の中に、たくさんの方が入れますので、それに対する換気の計算をして、きちんとした換気をしていかないと二酸化炭素が増えて問題になるということでございますので、それはそのダクトというのは基本的に換気設備に利用すると。将来はそれにエアコンの空気を冷やしたり、暖めたりする装置をつけて冷暖房を行うと、そういう趣旨でございますので、それがエアコン独自の設備というわけではございません。あくまでも換気で利用しなくちゃならないという趣旨のものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 最後になりますが、再々質問はありますか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 議事録につきましては、一読していただくと恐らくそういう趣旨ではないような感じがいたしましたので、その旨つけ加えさせていただきます。

少なくとも先ほどから申し上げておりますけれども、私本会議のほうでは暫定予算についていわゆる予算のほうの手当は設けましたけれども、契約方式については今初めてといたしますか、こちら今提出された形のを今検討しているわけですが。先ほどから申しましたけれども、そもそも論から申しますとやはりこれは契約変更ではないのではないかと。いわゆる一旦切ってしまうと、前回の議会の中ではこれはもう計画の中にはあるけれども、契約としては外したものをもう一回入れると。これは確かに原口総務部理事のそのご説明によると密接不利とか、状況によってはそういうものを根拠条文として拡張してそこに根拠を与えて契約ができますというご答弁がありましたけれども、有権者という方向から見ますと少しわかりにくいといえますか、非常に理解がいくかどうかということがございますので、そのあたりをもう少し明確にお願いできませんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 我々がいろいろ参照する資料に前例とか契約に関するその実務提要とかいろいろございます。その中にもやはり今回の事例、また別に新たにつくるような工事を、それが理由があれば同じレベルですよ、一般競争入札、あくまでもそれが原則でございますけれども、指名競争入札、それから随意契約も同じ考え方、要するに条件が違えば同じレベルの工事を受注させることができるというふうな形でこれは明確にこの場で言えることだと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 9月議会の中で体育複合施設の施設建設工事費を含む補正予算が賛成多数で可決されて今回の契約変更に至っていると思いますけれども、附帯決議の私たちの提案の中で移動観覧席については必要性、規模などを再度検討した上で予算執行することを求めておりました。これは少数否決でしたので、議会としての意思ではありませんけれども、実際に市民の中からこのような疑問が持たれて、出されていることは事実でありました。

9月議会が閉会して今回の契約変更のこの議会まで実質5日しかありませんでしたけれども、この中で、議会の中でこのような附帯決議の案だったりとか、議員のほうから検討するよりに要望されたことなどを検討するような会議が持たれたのかどうか、伺います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） ご質問に回答させていただきます。

これは従前より申し上げてきたことですが、移動観覧席につきましては次代を担う子どもたちに臨場感あふれる競技観戦の場を提供していくということは重要なことであると判断しております。既に公表している基本設計説明書に明記しているとおり、基本的に導入していく考えでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 会議を持たれたかどうかをお聞きしているんです。この5日間の中でそのような検討をされたかということをお伺いしているんですけれども、その回答をいただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） それに特化した会議というのは開催しておりません。ただ、それぞれの立場です、ご提案の件も厳粛に受けとめて、それを受けとめた上での判断でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この体育館の建設については市長も、見直しを検討するというようなことも公約の中で掲げておられました。9月議会でそのような意見がいろいろ出て、市長の耳にも市民からですね、今回の契約変更については耳に届いていると思うんですけれども、この5日間市長がどのように考えられたのか、この決断に至ることを伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 一番最後にですね、総括的に責任者として答えさせていただきたいと思っております。一番最後にさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

（「3回した。3回目です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） もう3回目です。

次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 9月議会に上程されました補正予算案、この中で体育複合施設に関連しますアリーナの空調、移動観覧席、雨水ろ過設備につきましては、私も新しい体育館としては必要な設備であるというところで、賛成いたしました。賛成するに当たりましては、賛成討論という形ですね、発言させていただいたんですけれども、ちょっともう一回そこを改めてちょっと読ませていただきます。

空調設備、移動観覧席、雨水ろ過設備等の予算執行について、これらの工事を現在進行中の建築工事に追加、増額変更するのではなく、契約過程と契約内容の透明性の確保、競争入札によるコストダウンなどの観点から、公共工事における適正な契約事務執行の規範にのっとり、分離発注と発注方法を十分検討していただきますようお願いいたしますというところで、お願いしたところです。

9月議会の中でも否決されましたけれども、附帯決議ということでしっかりこの内容についてはですね、審議、議論をしていただいて、詰めていただいて、予算執行をしていただくという気持ちは、伝わったと思うんですけれども、もうその9月議会の最終日の午後にはもう今日の臨時議会の予定が回ってきました。どれだけですね、執行部のほうで議論をしていただいたのか、すごく心配だったところなんですけれども、先ほどの神武議員の質問の中でもその回答として、特に会議は持たれなかったということでしたね。非常にちょっと残念に思います。

ここで改めて、分離発注、これ改めてですけれども、執行部の方にこういうことを言うのもちょっと変かもしれませんけれども、私もちょっとおさらいする意味でですね、分離発注の意義ということでちょっとお話しさせていただきます。

分離発注の意義。設備工事の分離発注とは、公共工事の基本的なルールとして定着しています。工種ごとの責任の範囲が明確になります。専門業者の技術力が直接生かせる。各工種、工事のコストの透明性が確保できる。入札契約の透明性が確保できる。地場業者の育成と経済効果が上がると。完成後の維持管理は元請の大手ではなくて地場業者の仕事になりますので、当然この大きなプロジェクトに地場業者が参入していくということは、非常に意義があることだと思っています。

改めて、先ほどの門田議員の質疑ともちょっと重なる部分がありますけれども、私のほうからも質問させていただきます。

まず、空調についてです。これ工種としては機械設備工事になります。去年の11月の臨時議会におきましても執行部のほうからの発言で後々空調が必要になった場合、増設できるような設計になっており、壁の中等に入る空調配管等は今回の工事の中で、今進んでる工事ですね、の中で整備をしていく予定ということで、発言がございました。ということは、先ほど理事の

ほうからも回答ございましたが、本体工事とは密接不可分でありますけれども、空調設備としては、別工事で技術的には発注できるんじゃないかと思われま。

次に、移動観覧席についてですね。これ、工種と言っていいのかわかりませんが、ちょっと工事的なものじゃないと思っています。工業製品ですので、家具とかそういうその他の購入という扱いになるのではないかと思います。そもそも建築工事ではないということで、それこそ今の建築工事一式に含めるのではなく、別途の発注はできるのではないかと思います。

最後に、雨水ろ過設備、これ工種としては機械設備工事です。空調と同様なんですけれども、さらにちょっと特殊な機械設備になりますので、なおさら、こっちはほうはですね、別工事で発注するのが適切じゃないかと思われま。

何より分離発注することは入札契約の透明性確保や入札によるコスト縮減効果が期待できると考えるわけなんですけれども、なぜこの建築工事ではないこの3つの工事、設備工事及び設備の購入を分離発注できないのか、空調、移動観覧席、雨水ろ過設備、それぞれに分けてですね、改めて回答いただきたいと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 冒頭、議員が申し上げられました設備工事の分離発注ということですね。基本的に、太宰府市においてもいろいろな設備ではほぼ分離発注をしているような状況でございます。機械、電気、建築ですね、そういうのは分離発注しております。

何が違うかといいますと、既に発注しております今の工事、その中に既に機械設備も電気設備も入っているということでございます。既に入っていると。その既に入っている中に新たな別の部分として機械設備なりを入れるということになりますと、基本的に制御関係ですね、全て事務室のほうで制御をしていくような形になりますし、そういうふうな問題が出てきますので、当初の議員説明された分離発注とはちょっと違うということでございます。

空調につきましては、まず個別に申し上げさせていただきますと、基本的にコントロール系統が全て同一系統で、事務室において例えばどこの空調を動かす。スポーツの形態によってもやっぱり違うような形で床の、暖冷房を動かす場合、それから空気全体を動かす場合、両方行う場合とかですね、非常に制御系統が複雑になっております。それをもう既に発注しておる機械設備の中に別途業者の方でその方々が入れられてそれを調整していくというのは非常に、できなくはありません。先ほど申し上げたとおりですね、できなくはない。ただ、全体性を考えた場合やはり変更契約が妥当であるというふうに判断しておるところでございます。

あと、移動観覧席でございますが、これは備品で発注も、これも不可能ではないです。可能でございます。ただですね、これは基本的に1.8 tある代物でございます、重量物でございます。それをですね、屋外から搬入してきて中で組み立てて基本的に据え置くというような、もうほぼ工事と同類のことが必要な、そのようなものでございます。

あと、雨水ろ過設備もですね、同じでございます。管理系統については基本的に事務室でできるようなことで、現在発注しておる建築本体工事に付随しておる機械設備にまた別に発注するというような形になりますと、非常に問題が出てくるというような形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） まず、空調なんですけれども、これ制御系統が同一だということで、既に今の工事の中にも設備工事が入っていると。それで、制御をしているということで、改めて設備工種、業者が入るとするのは非常に問題があるということなんですけれども。

制御というのは電気設備でありまして、機械とはそもそも別な話であります。今入っている設備業者もですね、系統、電気はまだ別の電気業者、工事業者と、密接に打ち合わせをしながらその機械を動かすという制御をしているはずなんで、特に設備工事、恐らく、違う工事業者が入るのかもしれませんが、入ったとしても制御系統は電気ですので、そこを電気の今の入っている業者と密接に打ち合わせをすれば、特に問題ないと考えております。

しかしながら、もう今回のアリーナというのは体育館の空調の一部ということですよ、1階はもう空調入っているということで。そういうこともありましようから、なかなか別の業者というのはちょっと考えにくいかもしれませんが。

2つ目、移動観覧席のほうなんですけれども、こちらのほうは、それこそ今荷重のことを言われましたけれども、荷重のことは建築本体、それこそ戸田建設のほうの責任でございますので、そこら辺のどういう品物が入るのか、これほとんどがですね、工場製品でございますので、規格物と考えられます。そこら辺を、仕様をしっかりと戸田建設と打ち合わせをすれば、特に問題はないかと思われまます。

最後に、雨水ろ過設備、こちらのほうも、制御系統が一緒だということなんですけれども、これ特に今入っている設備工事業者じゃないところが入ると思われます。雨水ろ過というのはですね、特に特殊な工種になると思いますんでね、また改めて違う業者が入るということであれば別に別途発注しても構わないんじゃないかなと思われるんですけれども、特に回答は必要としません。

変更契約の増額によるということなんですけれども、分離発注の可能性で、コストダウンと透明性の確保というのは私は必要だと思っています。それが確保できれば契約変更の増額でも構わないんですけれども、どうもその説明がちょっとまだ足りないような気がします。

今、いろいろ説明聞いてきましたけれども、なかなか納得できないところも多いと。9月の定例議会の賛成討論の中で私最後にちょっと申しました。体育複合施設の最終決裁ができますんで、市民に対する直接説明をお願いしますと申しました。現在までは体育複合施設にまつわる残念な状況を格段に挽回する契機になるんじゃないかと、その説明会は。と思ったんですけ

れども、ここら辺ですね、ここの議場で説明を受けて討議するだけではなくて、その内容を踏まえて市民に説明する機会というのを絶対設けなきゃいけないと思っているところなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） どちらが。

市長。

○市長（芦刈 茂） 今の問題も後でまとめてご回答させてください。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 重ねて申し上げます。まず、その分離発注になろうが、契約変更の増額で上げようが、どちらでも構いませんけれども、一番肝要なところは、まず透明性の確保ですね。入札、契約に至る経過の透明性の確保、それと、コストダウンの達成、これをしっかり実現できればですね、どちらになっても構いません。しかしながら、その経過をしっかりと我々だけじゃなくて市民にも説明できるような状態で執行部の人は持っていていただかなければ困りますんで、それをあわせてお願いするとともに、しっかり、市民に対して直接説明する機会を設けていただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が聞きたいことも内容的にはほかの議員さんが幾つか聞いてくださったので、私なりにそれを理解を示した上で私自身の質問に入ろうと思いますが。

結局、昨年別工事にしたと。であれば、分離で発注するのが自然ではないかという疑問に集中しているかと思います。分離で発注することは不可能ではないけれども、全体的に判断する理由は法令上はあるということだと思っんです。ただし、森田議員が具体的な変更を必要とするのは事由はというようなことがありましたけれども、そこも全体的にという判断のみで具体例は挙げられなかったかと思っんです。また、神武議員が9月議論でのここの場での議論を踏まえてどのような話し合いを持たれたかということに関しても特別な会議は持たなかったと。全体的に言うとその具体的な理由が乏しく、全体的な判断だという趣旨で理解していいかと思っんです。

私自身も、あらかじめどのようなことを聞くかということをお伝えはしてあったと思うので、準備があるかとも思うので、聞きますけれども、まず大まかに言うと3点あります。特に、内容というよりも判断するに当たってのしるしもしくはプロセスといったことに関して質問をいたします。

神武議員が聞かれたことにかかわりますけれども、先日の予算案承認の後には特別な会議を持たれていないということでしたけれども、それ以前、特に7月の市民への説明会以降についても契約変更に関することに関して、もしくは工事内容の変更に関してどのような会議を持たれたか、日時と場所と出席者と議題と議論の内容を教えてくださいとあらかじめお伝えしてあったかと思っんです。時間的に9月以降少なかったということは、事実上事を進める上であり得るこ

とかもしれませんが、事前になかったということはありませんので、この点がはっきりしないことには十分な検討の上をした上で提案がなされたと判断するのは難しいのではないかと考えます。

2つ目の質問ですが、今回この契約が成り立てば工事が今予定しているとおりに進むということになるかと思いますが、これは確認と言っていいんですけれども、工事ができ上がる、建物が竣工するまでの工事のスケジュールと、それに合わせて運用を始めるための準備のスケジュールというのを既に持たれていると思います。持っていないと間に合わないと思いますので、それを明らかにしていただきたいと。先が見えないことにはやはりこの契約でいいのだろうかという疑問を持たざるを得ないかなと思います。

3点目、先ほどから幾つか9月議会から含めてですけれども、疑問が出されることに対して明確なこれであればという回答がなかったように思うんですけれども、ということは契約について否決されるという可能性も考えておいたと思います。また、そもそも予算が9月に可決されない限りはお金がないままで計画を進めるということであつたでしょうから、一応万が一の備えについてのことを聞くんですけれども、もしこの契約案がこの場で否決された場合に工事のスケジュールを、あるいは工事の内容そのものをどのように見直すのか、そういう腹づもりをしていたのか、その内容と、あとその場合運用開始まで当然時期がずれると思いますけれども、万が一の場合の対策としてどのようなスケジュールを執行部として腹に置いて今回の予算から契約に対する議会への議案提出になったのか、その辺のことを教えていただきたいと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） まず、1点目ですね。契約の内容や形式を検討するために開いた会議の件でございます。

先ほど、説明させていただきましたとおり、これ従前でもそうなんですけれども、基本的に契約内容についてどのような契約を行うかという議論については、特段会議を立ち上げてそれを特化して議論したという経緯はございません。ただ、非常に大きい工事ですね、市民の皆様に関心も高いということから、当然のことながら打ち合わせの中で頻繁にどのような工事の契約方法を行っていくかというような調整の打ち合わせについては頻繁にやっているところでございます。ただ、ここでそれをいつどこでというような形でですね、明確に申し上げる資料は申しわけないですけれども、ちょっと持ち合わせがないということでございます。ただ、全体としてそういうふうな形で意思決定をしていったということでございます。

あと、2点目の本会議が可決された場合の工事スケジュールにつきましてはですね、議案書に明示しているとおりに建築工事は平成28年7月29日に完成いたします。残工事で外構工事や植栽工事等がございますので、これらの工事については建築工事から一月後の平成28年8月31日までは完成する予定でございます。

また、運用開始までの準備スケジュールについては現在鋭意検討をしているところでござい

ます。

あと、3点目の本会議が否決された場合の工事スケジュールについては現在のところ検討をいたしておりません。

また、その場合の運営計画、利用計画の変更点についても現在のところ検討はいたしておりません。

なお、工事の工程表、それから運営計画、利用計画、それから準備スケジュールにつきましては、工事の進捗にあわせて密度を上げてご説明できる時期になりましたらご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目についてですけれども、お答えがなかったと思うので、調整会議を、要するに特段それを目的に会議はしなかったということだとは思いますが、私日時、場所のほかに議論の内容は既に言われたことかもしれませんが、出席者ということも聞いているんですね。どの範囲で話し合いをしてということ、まずそれについてお答えいただきたい。つまり意思決定の範囲ですね。どのレベルで話し合いを行ってこういう内容を決めているのか。一番上のほうのレベルでいいんですけれども。

2点目に関しては、じゃあ1つだけ追加で聞きますけれども、開館日ですね、いつ開館する予定なのかということが、工事についての議論はありますけれども、一向に出てこないの。その予定に合わせてスケジュールは組まれていると思うので、せめてその点をお聞かせください。

3点目は、未検討であったというのは事実上議会の議論を受けた議論の場というのを特段には設けず、かつ万が一のことも考えないというのはいささか緊張感に欠ける執行部ではないかと率直に言って思います。未検討だということであれば、これ以上言っても仕方ないので、この点については再質問いたしません、さっきの1点目、2点目についてお答えをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） まず、意思決定の経過についてのご質問だと思います。当然のことながら、変更契約に至る前に、それについて変更契約にするかどうかという議論もあるわけでございますけれども、基本的に例えば契約のことであればですね、いろいろな契約に詳しい管財課と調整させていただいたり、あと順を追って協議をさせていただいているようなことでございます。最終的にはですね、どちらにしても変更契約をする場合については決裁というのがございます。決裁を受ける段階で、基本的にその決裁に印鑑を押す立場の方と当然のことながら変更契約の方法とか内容とかはですね、調整しながら、持ち回りながら、最終的には市長まで持ち回りながら調整していくというような形態をとっておるところでございます。

2点目は……。

○議長（橋本 健議員） 2点目、開館日について。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 開館の時期についてなんですけれども、まだ内部的にこれという具体的な日には最終決定しておりませんが、工期が8月31日までということでございます。その後の準備期間等も勘案して、10月を目途にということで担当課としては考えているところでございますが、まだ最終決定に至っていないという現状でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目に関してですけれども、私一般質問のときに体育複合施設に関しては一体本当のところ誰が責任を持っているのかという趣旨の質問をしましたが、明確な回答が得られなかったように記憶しているんですけれども。さまざまところを回して決裁をもらって、最終的には市長ということはあるのですが、今の答弁でも先ほどから全体的な判断ということと、具体的な変更事由ははっきりしないということを最初に申しましたけれども、ではせめて誰を信用してこれをという質問なんです、今は。市長ということなのかもしれませんけれども、今回は契約内容ということなので、実務レベルで一体どこがこの内容でもう大丈夫だと、またその計画との整合性についても私が保証すると言える人が、人でなくてもいいんです、部署でもいいんですけれども、それを確かめておきたかったんですね。

そうでないことには、我々はある程度はわからないことがあっても全体、こっち側だって全体的に判断しようとするわけなんですけれども、どこを信用していいのかが今までの議論の中でははっきりしないというのが私自身が持っている感触です。ので、もし言えるのであれば、つまりここに行けば全てがわかるというところを明示していただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 市役所の中に条例なり、規則なりがございまして、その中に、主管別専決事項というのがございます。その中で、課長、部長、市長という形でその権限の属する範囲が明記されております。基本的に設計内容につきましては所管課長が責任になっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほどの森田議員の質問と若干重複いたしますけれども、連絡ブリッジの件ですね。その警察官の指摘があったということはこの間議会でも説明を受けておりますが、森田議員も若干聞かれましたけれども、それがいつの段階であったのかという具体的な時期を、まずもう少し詳しくお示してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 具体的な時期でございますけれども、一番最初は那珂県土整備事務所に平成25年12月13日に行っております。こちら辺はちょっと専門的なこととなりますけれども、建築基準法第44条第1項第4号上空通路として建築物に該当するかどうかの確認、それから次は平成25年12月20日に那珂県土事務所に参って上記の継続協議ですね。そういう形で、それから最終的には3月の建築指導課の調整、建設等の調整、警察との調整と、そのような形で継続して協議をしまいった次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ですので、その協議を継続されて具体的にいつ最終的にそれが必要だということが伝わったのかということをお聞きしたいのが1点です。

それと、じゃあここに採用品とされている当初議会に説明いただいた資料を持ってきましたが、その段階におきましてこれを設計といいますか、この絵を描いたこの業者といいますか、そういったところに今回、これは階段がないということで警察が指摘があったということですが、このこういうコンペに応募をされて採用になったこの業者のところ、何らかの責任という形は及ぶのか、及ばないのか、その辺までご答弁をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 最終的に連絡通路に歩道から上がる階段が必要とされることが明確になったのは平成27年1月26日ですね。筑紫野警察署との協議の中でそういうふうな申し入れがあったということでございます。

あと、済みません、1点何だったですかね。

（15番藤井雅之議員「業者責任を問わない」と呼ぶ）

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 設計者の責任でございます。まず、これは建築設計コンペをやって実施しておるところでございます。そのコンペの中に当然のことながら各法令、建築基準法、それから道路交通法、いろいろな法令に基づいて、建築基準関連法令に基づいて提案することというような形で、そういうような要綱をもってコンペに臨んだわけでございます。

その責任ということでございますけれども、これは非常に難しい問題でございます。法令上は可能な建築物であると。ただ、いろいろな場面で、やはりただ地域の実情とか、交通状況とかもあるということでございますので、それを明確に責任があるというようなことでまだここで申し上げることはちょっとできないかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今の質問でちょっと気になったんですけどもね、今藤井議員からの答弁では法的にはクリアはしているけれども、警察からは交通事情などがあり、やめたみたいな話、今答弁があったんですけどもね、法的なクリアがされているならば予定どおり市長は6月議会一切扱わないと言われていたわけやから、法的問題はクリアしとんならブリッジはそのままつくってよかったんじゃないかなと。

そこの点についてですから聞きますが、ブリッジに対して階段というかね、両側から階段をつければ幾らぐらいかかるかなという換算はされましたか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） その概算はですね、こちらのほうでつかんでおります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

（17番村山弘行議員「最初の回答が法的にはクリアして」と呼ぶ）

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） そうですね、そういうことも言えるかと思えます。ただ、全てがやはり割り切れないところもございます。いろいろな例えば法令それぞれにとってもですね、それぞれで矛盾しているような法令もあるのはあるわけでございます。そこで、解釈についても、同じようにどのように解釈していくかということでございます。法令に準拠しているから全て許可が受けられるかという、そうとも言えないというような側面が出てくるんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（橋本 健議員） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 藤井議員の質問の中で、警察から指導があったと。平成27年1月26日。その時点で議会には何の報告もなかったわけですね。それは執行部として今村山議員が言われたように法的クリアしていたから議会に何の説明もなかったのか、ご回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議会への説明ということにつきましては、これにつきましては率直にその経過については議会に報告すべきであったかなというふうに考えているところでございます。

決して、法令に違反していないから説明が不要というようなことではなくて、考えた場合その経過を、ご報告していくことは必要であったかなと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あれだけ前広にですね、説明するようにと議会のほうから要望して

いたわけですね。今になって、この法的クリアしていたからどうか、筑紫野警察署過去にさかのぼって、何カ月前ですか、1月26日って前期の分じゃないですか。本当にもう何の説明もなかったですよ。初めて聞きましたよ、1月26日にこんな指導があったなんて。どんだけ議会軽視しているんですか。

じゃあ、この階段なんですけど、もうつけないという方向で考えて、今後もうその階段の設置については検討しないということによろしいんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 以前からも、市長からもあったかと思えますけれども、基本的に先送りというような形で検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問ありますね。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 先送りはわかりました。そしたら、あそこの交通状況をきちっと勘案して横断歩道の設置や、できれば歩道橋の設置、信号設置などを要望して私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 体育館のその複合施設の、連絡ブリッジの件に携わってですが、7月18日の日の市民説明会のときに連絡ブリッジのまず現行の設計に入るとる6,000万円と警察協議の中で階段をつけなさいという話の中でですね、その予算を3,000万円か三千何百万円という金額を、私たちが知らないのに一般市民の方からそこで質疑がありました。それに関して、私たちが何で知らないのに一般の市民の方からそういう金額、明確なその金額を提示されるかというようなこと自体が、私はちょっと理解できないので、ここの説明もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 確かに当日の説明会には、そのようなご発言もあったかと思えます。私もその件に関しましてはですね、どこでお知りになりましたかというふうに聞いたんですけども、うわさでというようなことで、そのご婦人も回答されていたわけでございますけれども、そこら辺の情報の管理の仕方といいますか、非常に我々にとっても遺憾な部分もございますので、ただそれをですね、どこからどうとったのかというふうにお問い合わせるといっても非常に問題でございますし、今後ともそこら辺の情報の管理につきましてはきちんとまずは議会にご報告していくというような態度で、今後とも進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員）　そういう答弁でございましたが、今後もし、同じようなことが二度とあれば今後徹底的に追及いたしますので、よろしくお願ひしときます。

○議長（橋本　健議員）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　それでは……。

（「総括です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　総括で市長。

○市長（芦刈　茂）　済みません、今までの質疑あるいはご意見について私のほうから総括的にご答弁、回答をさせていただきたいというふうに思っております。

基本的に全ての責任は市長の私にあります。それはもう間違いないことですし、私も最高責任者として全てのことについては責任持つ立場で運営しておりますし、また私が知らないことはちゃんと教えろということを市役所内部でも申し上げている次第でございます。

幾つかの点についてご説明したいと思っております。

1つ目、私が4月26日に市長に当選させていただきました後、私の手元にはまず第1に戸田建設と本体、設備、電気工事一式を含む契約書が手元にありました。春日の体育館は本体、設備、電気工事分離発注しております。このことについては前の議会で何度もいろいろな方たちが、議員の皆さんが議論してきたわけです。私もそのことを議論したと思います。ところが、本体、設備、電気工事一式についてまとまった戸田建設との契約書があったということが一つの私が引き継いだ出発点の一つであります。

2つ目に、いろいろな形で去年の10月の補正予算の議論のときにもこれとこれがないじゃないかということでいろいろ指摘をした上で、それでも補正予算は採決されたわけですが、私の手元に補正予算として本来計上されるべき金額は3億3,000万円の金額がありました。これをどうするかということが課題で、その後私は6月議会、7月市民説明会、9月議会という形でいろいろご提案あるいは進めてきておりますので、あえてそのことは申しません。

それともう一つ、先ほどから議論になっておりますブリッジについての警察の指摘ということが私に残された、その3つの大きな課題が市長になったときに私にとっての課題ということで前政権から引き継がれた形でありました。その中でいろいろなことをやってきておりましたので、先ほども言いましたが、もう繰り返しません。

ただ、私はこの9月議会で議論されたこと、ブリッジの問題、ジム等の必要性等々の問題は、市役所としてこういうふうに決めているということで聞きおくという形では考えなくて、ご意見はご意見としてしっかり賜って、いろいろな形で本当に市民のための体育館をどう実現していくかということで考えておりますので、皆様のご意見はできることといたら何ができないのかという議論にもなりますけれども、しっかり受けとめて進めていきたいというふうにこの体育館の問題については考えております。

まだまだここまで出させていただいとるけれども、私としてはしなければいけないことはたくさんあると思います。今日もいろいろなご指摘受けました。それはしっかり受けとめて、しっかりやっていきたいと思っております。

それと、先ほどの舩越議員のご意見ですが、いろいろな形で私は市民から選ばれた市長、市民から選ばれた議員という二元代表制で進めていくということを繰り返し説明させていただきましたし、そういう形でやっぱり進むのが私本来のあるべき姿だというふうに思っておりますし、9月議会でももっともっと議員の皆様にも情報を私たちが出していくということも必要じゃないかというふうなことを考えてちょっと発言したこともあったわけですが、情報公開、市民説明会というのはしっかりそのことを考えながら、まず第1にやっぱり私は議会優先だというふうに、議会優先というよりも出発といいますか、それが一番大事なことだと思っておりますし、それを踏まえて市民説明会もしていきたいというふうに考えております。

9月議会では11月にしたいということをお願いしましたが、具体的に広報の告知、いろいろな準備等を考えると市民説明会は1月にならざるを得ないかなというふうに考えております。この体育館についての大きな反省は、市民説明会いろいろな情報を出すことができなくて、いろいろな議論が渦巻いてこういう結果に私なってスタートせざるを得ないということになつてのわけでして、今後の基本的な展開としては情報公開、市民説明会というのも私はしっかりやっていきたいというふうに、私が市長になったのはそれが一番の課題だと思っておりますので、やっていきたいと思っております。

それと、いろいろな会議はしたのかということですが、当初の予定は私と担当部長あるいはスタッフとの打ち合わせの中でいろいろな議論はあるけれども、価格交渉をしっかりして、言ってみれば値切って契約するというを指示しておりました。それが、1億円の大体の予定が八千何ぼになったというあたりもそういう数字が出てきているんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうことも努力はしておるのがそういう数字になっているということは、しっかりご報告したいと思っておりますし、何も議論をしていないわけでもなく、しっかりやっているということをご報告したいと思っておりますし、繰り返しになりますが、この体育館の問題をめぐって本当にいろいろな議論がここ3年繰り返されてきましたけれども、いろいろな大事なことについては情報公開しっかりしながらやっていきたいというふうに思っております。今日のこの議会でいろいろなことを決めていただくことになるかと思っておりますので、市民の方からも情報公開の請求が出ておりますので、それについても私はこの議会の結果を受けて情報公開、ちゃんとした回答はしたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） これをどういう発言というべきなのかわからないんですが、討論の前に少し休憩をとらせていただけませんか。討論の内容を考えたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ただいま7番笠利毅議員から休憩の動議が出されましたが、ほかに賛成の方いらっしゃいますか。

挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（橋本 健議員） 2人以上の賛成がありますので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論から行います。

討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

質疑いたしましていろいろ回答をいただきました。9月議会が終わって申しましたけれども、実質5日間しかなく、その中でいろいろな会議なり、再検討などがされたのかというようなことにつきましては行ってないということでした。芦刈市長が掲げていますその政治姿勢についてやっぱり市民の代表である議員が議会で発言した内容、提案、それから要望などについてですね、しっかりと庁舎内で担当部長なりと会議を持ち検討していただきたかったというのが率直な感想です。

体育複合施設につきましては、7月に運営計画書が提出されました。運営に関する基本方針で、その中にコンサートや講演会も行うということが書かれており、また9月議会では委員会の中で市の事業、それから指定管理団体が企画する事業、それから1,000人規模の講演会を行っていくというような運営計画をしているというような説明があっていました。

今のこの内容についてですね、具体的な計画が年何回行って、どれくらいの収益を上げるかというようなものが全く見えてきていません。今の中央公民館、プラム・カルコアのほうで多目的ホールが600人の定員でありますけれども、そこでの年間の利用者数は6万人です。6万人の方が満席で入ったとして、年間に100日稼働しているというような状態です。今度の体育館は、講演会で1,000人規模というようなお話がありましたけれども、実際に本当にですね、収益を上げるほどの講演会なり、そういう人が集まるようなことができるのかというようなことが率直に不安材料としてあるのではないかというふうに思っています。

この体育館を運営していくためにこの市の事業の具体的な内容、方針ですね。それから、指定管理の業者にこれだけは事業として展開してほしいというようなことを早急に詰めていかなければ、先ほど回答の中で10月オープンを考えているというようなお話もありましたけれど

も、オープンしたけれども、赤字が続くということになりかねないかというような不安があります。その指定管理ですね、運用に関してどうしていくかということを決めていただきたいということも要望いたします。

今の計画内容、それから稼働については未定だということも9月議会のところで回答がありましたけれども、このような状態でこの契約変更に進んでいくことには反対の立場をとらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 賛成の立場で討論します。

1時間以上にあたっているいろいろ説明聞いたんですが、もともと冒頭申しましたけれども、体育館をつくるのであれば当然必要な設備であるから、もうこれに関して反対するつもりはありません。ただ、契約のありようについてですね、いろいろご説明いただいたんですが、ちょっと量も量で少し消化できていない部分があるんですけども、おおむねおっしゃっていることをまとめると、理屈では分離発注等々もそれぞれできるけれども、総合的な観点からいくとこっちのほうが有利だということだと理解しました。現実には、9月の補正で確保された枠よりも3,440万円ぐらい安くでき上がっていますね。そういったことも評価しながら賛成とします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 反対の立場から討論させていただきます。

9月補正予算については私賛成なんです。この体育館の、この追加工事についても必要性があるということで賛成いたしました。議会のほうでも賛成大多数で予算は通っております。予算が通ったということは、速やかに予算執行されてしかるべきなんですけれども、この予算執行のこの段階になってですね、こういう議論が噴出しとります。今回の多数の議員が指摘ございましたけれども、それに対する執行部の回答につきましては、設計変更増額で契約変更するというをしっかり説明するにはちょっと足りなかったと、不足していると私考えまして反対とします。

この予算執行段階になってこういうふうにもめる、いろいろな疑義が出ているというのはちょっと非常に問題がある。市民から見ると非常に心配だと。去年の11月の臨時議会におかれましても、それこそ現工事の契約の審議がされたとき、そのときも、かなり契約方法について質疑があつて、かなり際どいところで可決されたという経緯がございます。執行方法について、しっかり議論、審議、準備して、根拠を持って執行に当たると、それが重要かと思えます。

それと、重ねてお願いしますが、予算執行の透明性ですね、議会に対する透明性、報告のお願いと、それと先ほども言いましたとおり市民に対する直接の説明ですね、これをお願いしたいところです。今回については、18人の議員に対しての説明、ちょっと私不足だったと

思うんですけども、これをもって市民に対する直接説明をしたならば、市民を納得させる回答ができるのか、非常に心配です。そういう意見で反対討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論をいたします。

私は、予算そのものに反対したので、言うまでもないという考え方もあろうかとは思いますが、その時点でエンディングにしておいた問題について自分なりの一定の答えもあるので、改めて述べたいと思います。

一般質問の段階では、昨年10月、11月の臨時会における3点セットを落とすという判断と、現在の9月での予算の提案とどちらかがおかしいか、もしくは両方がおかしいということをお願いしたんですが、今日の議論を聞いておきまして、全体として見ればそもそも不可分のものを分けたという昨年の判断がおかしかったのであろうと判断しています。

その上で言いますが、であるならばこの1年間、先ほど市長も申されましたけれども、手元には予算を上げることを前提とした数字があったということであれば、それを適正にきっちりとした合理的な根拠を持って提案するというだけの時間は十分にあったかと思えます。しかしながら、先ほど神武議員も申されましたし、私も少し言いましたけれども、それを前提としたような議論が執行部内で1年間行われた形跡がどうもないようだと思えます。合理的な理由もしくは具体的などうしようもない客観的な事情の変化といったようなものがない限り、今回の変更契約のようなものを簡単に認めてしまうようでは、と申しますか、合理的な、合理性もしくは客観性がない限りは、たとえそのやましいところはなくても市民の側からは疑いの目を向けられるであろうと。それが透明性であるというような言葉で先ほどからも言及されている事柄かと思えます。

以上のようなことを危惧しますので、今回のような予算の執行のあり方については賛成しかねると結論を出したいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 賛成の立場で討論をいたしますが、苦渋の決断といったところでございまして。補正には賛成をいたしまして、大事な福祉関係の補正も入っておりますので、補正のほうは賛成をいたしました。今回のこの変更契約につきましては、当初から分離という形での話がなかったということ、しかしながら春日ではそういった分離契約であった、分離発注であったということの中から市長みずからのトップダウンでのこういったところの指示がなかった。しかしながら、しっかりと値切るようにという、そういった指示はあった。なかなか予

盾するようなお話がたくさん今回ございました。

また、その中で市民への情報公開という中で舩越議員がおっしゃった答弁の中で一部の知るはずのない数字が市民が知っていたという事柄への質問に対して情報公開ということで総務部理事のほうは遺憾であるというご意見でした。市長は、そういったお答えではなかった。市民の代表だから数字は知っていてもいいんじゃないかなろうかというようなふうに私は捉えました。本当の意味での情報公開というのはそういうことではないということで、しっかりとお考えをいただきたいと思っております。水面下で一部の市民が知ることが情報公開なんでしょうか。しっかりとした答弁をいただきたいかと思っております。

しかしながら、今回のこの契約に対する反対をいたしますと、今までやってきましたように消費税のアップによって、また資材の高騰によってこの工事の契約内容も大きく増加をいたしました、増減をいたしました。増額をしたこの経緯の中で、またさらに工期が延びるということになれば、先にあります消費税のアップ、こういったところにまで影響がある可能性がございますので、苦渋の決断ではございますけれども、今回賛成といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成13名、反対4名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第4回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第4回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年2月19日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 小 畠 真由美